

警戒区域から、身体障害者と要介護者の介護をしながら避難した家族3名について、その過酷な避難態様及び避難生活を考慮し、避難による日常生活阻害慰謝料の大幅な増額（一部の申立人については、平成23年3月及び4月は月額35万円を上回る金額を算定）が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下、申立人ら4名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解契約の範囲

申立人ら各人と被申立人は、それぞれ、本件に関し、下記の表において当該申立人に係るものとして掲記した各損害項目のうち各掲記の期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

申立人 X 1			
1	避難費用	自 平成23年3月11日 至 平成23年10月25日	2万6000円
2	一時立入費用	平成23年8月3日及び 平成23年11月6日	4万4000円
3	家財道具購入費用	自 平成23年10月14日 至 平成23年11月27日	41万1159円
4	精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日	428万円
申立人 X 2			
1	医療費	自 平成23年4月29日 至 平成23年8月29日	11万3121円
2	診断書取得費用	平成23年9月21日	7350円
3	精神的損害（入通院慰謝料）	自 平成23年4月29日 至 平成23年8月29日	51万6600円
4	精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日	328万円
申立人 X 3			
1	避難費用	自 平成23年3月11日	8万7000円

		至 平成23年8月25日	
2	精神的損害（日常生活障害慰謝料）	自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日	154万円
申立人X4			
1	精神的損害（日常生活障害慰謝料）	自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日	296万円

2 和解金額

- (1) 被申立人は、申立人X1に対し、前項の表において申立人X1に係るものとして掲記した各損害項目に係る和解金として476万1159円の支払義務のあることを認める。
- (2) 被申立人は、申立人X2に対し、前項の表において申立人X2に係るものとして掲記した各損害項目に係る和解金として391万7071円の支払義務のあることを認める。
- (3) 被申立人は、申立人X3に対し、前項の表において申立人X3に係るものとして掲記した各損害項目に係る和解金として162万7000円の支払義務のあることを認める。
- (4) 被申立人は、申立人X4に対し、前項の表において申立人X4に係るものとして掲記した損害項目に係る和解金として296万円の支払義務のあることを認める。

3 既払金

- (1) 申立人X1と被申立人とは、被申立人において前項(1)の金額のうち130万円を申立人X1に対し支払済みであることを相互に確認する。
- (2) 申立人X2ないしX4と被申立人とは、それぞれ、被申立人において前項(2)ないし(4)の金額のうち各30万円ずつを、前項(2)ないし(4)に掲記された各申立人に対し支払済みであることを相互に確認する。

4 支払方法

(省略)

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 清算条項

申立人ら各人と被申立人とは、第1項の表において当該申立人に係るものとして掲記した各損害項目（同表に掲記した期間に限り、その遅延損害金を含む。）に係る賠償請求に関しては、それぞれ、本和解契約書に定めるものの外、当該申立人と被申立人との間には何らの債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら各人及び被申立人が記名押印の上、双方が1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月24日

(仲介委員長 佐谷道浩、仲介委員 三輪和夫、同 二宮嘉秀)